図２　平成８／９年～平成26／27年の全国の需要実績を用いた算出方法

（単位：万トン）

年	x	需要量(y)	
8／9	1	943.8	
9／10	2	912.9	
10/11	3	907.3	
11/12	4	885.9	
12/13	5	911.5	
13/14	6	872.1	
14/15	7	894.7	
15/16	8	861.6	
16/17	9	865.4	
17/18	10	851.7	
18/19	11	837.5	
19/20	12	854.5	
20/21	13	823.6	
21/22	14	814.1	
22/23	15	820.0	
23/24	16	813.3	
24/25	17	781.1	
25/26	18	786.6	
26/27	19	782.5	
27/28	20	770.8	（推計値）
28/29	21	762.4	（推計値）

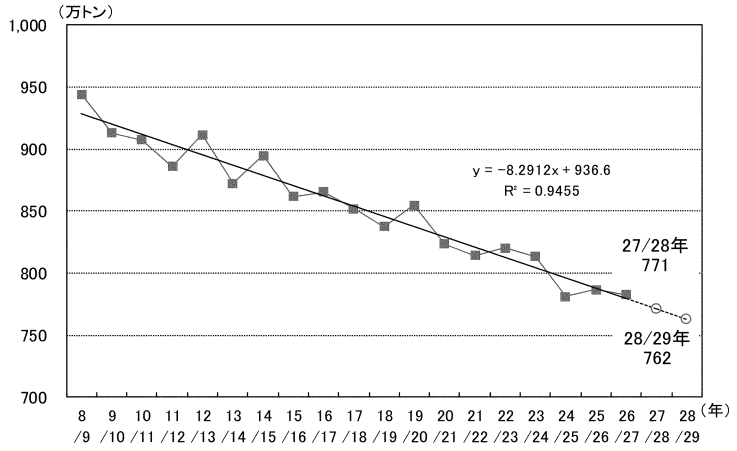


表２　平成27／28年及び平成28／29年の需要見通し（推計値）

平成27／28年	771万トン
平成28／29年	762万トン

3　平成27／28年及び平成28／29年の需給見通し

⑴　平成27／28年の需給見通し

平成27／28年の需給見通しは、以下のとおりです。

①　供給量

ア　平成27年６月末の民間在庫量（確定値）は、226万トンです。

イ　平成27年産主食用米等の生産量は、744万トン（平成27年10月15日現在の平成27年産水稲の予想収穫量（主食用））です。

ウ　この結果、平成27／28年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、970万トンとなります。

②　需要量

２により算出した主食用米等の需要量の見通しは、771万トンとなります。

平成27／28年については、相対取引価格が上昇傾向にあることから、需要量に及ぼす影響を踏まえ、トレンドにより算出した771万トンから８万トン低い763万トンと見通すこととします。

③　平成28年６月末の民間在庫量

平成28年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出して207万トンと見通されます。

⑵　平成28／29年の需給見通し

平成28／29年の需給見通しは、表３のとおりです。

①　供給量

ア　平成28年６月末の民間在庫量は、⑴の③により207万トンと見通されます。

イ　平成28年産米における全国の生産数量目標は、主食用米の需要に応じた生産を推進する観点から、近年のトレンドとして需要が毎年概ね８万トン減少していることを勘案し、昨年の平成27年産米の生産数量目標751万トンから８万トンを控除した743万トンと設定します。

ウ　平成28年産米における全国の自主的取組参考値は、生産数量目標の設定に併せ、仮にこれだけ生産すれば、平成29年６月末の民間在庫量が近年では低位の水準となるものとして、735万トンと設定します。

エ　この結果、平成28／29年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、平成28年産主食用米等生産量について、生産数量目標743万トンとする場合は950万トン、自主的取組参考値735万トンとする場合は942万トンとなります。

②　需要量

主食用米等の需要量の見通しは、２により算出した762万トンです。

③　平成29年６月末の民間在庫量

平成29年６月末の民間在庫量は、①の供給量及び②の需要量から算出し、①の供給量が、950万トンの場合は188万トン、942万トンの場合は180万トンと見通されます。

表３　平成28／29年の主食用米等の需給見通し

（単位：万トン）

平成28年６月末民間在庫量	A	207	207
平成28年産主食用米等生産量	B	743 （生産数量目標）	735 （自主的取組参考値）
平成28／29年主食用米等供給量計	C＝A＋B	950	942
平成28／29年主食用米等需要量	D	762	762
平成29年６月末民間在庫量	E＝C－D	188	180

注：平成28／29年主食用米等需要量については、現時点で価格の状況を見通すことが困難であるため、価格の変動が生じた場合の需要量への影響は見込んでいない。

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

１　備蓄運営の基本的な考え方

国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

①　適正備蓄水準は100万トン程度（６月末）

②　国内産米を一定期間（５年間程度）備蓄

③　備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施

④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売

⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。